

## 「インド: 2008年度予算案における税制改正」

三菱東京UFJ銀行  
アジア法人業務部

【要旨】 インドの2008年度予算案による税制改正の主要ポイントは以下の通り。

- ① 物品税の基本税率を16%から14%に引き下げる。輸入に伴う相殺関税(CVD)も14%に下がる。
- ② 小型車・二輪車の物品税を16%から12%に引き下げる。
- ③ 株式等の短期証券取引のキャピタルゲインに対する課税税率を10%から15%に引き上げる。
- ④ 中央販売税を3%から2%に引き下げる。

インドのチダンバラム蔵相は、2月29日、2008年度予算案（2008年4月～2009年3月）を発表した。2007年度のGDP成長率は2006年度の9.6%は下回るが、8.7%と予測されており、2007年度は好景気により税収が拡大する。2007年度の財政赤字は1兆4,635億ルピーとなる見込み（GDP比3.1%）で、2008年度予算案では、さらにGDP比の財政赤字は2.5%に改善する見込み。

今回のインド予算案で注目されているのは、農民の銀行・信用組合に対する債務、総額6,000億ルピー（約1兆8,000億円）の減免、個人所得税の課税最低限度額の11万ルピーから15万ルピーへの引き上げである。今回の農民への支援については、選挙対策との評もあるが、現在インドでは、30分に1人の農民が生活苦を理由に自殺しており、政府としても農民救済が急務となっていた。農業セクターの成長率は2006年度の3.8%から2007年度には2.6%に低下する見込みであり、好調といわれるインド経済の中であって、旱魃などに見舞われた地域の農民は非常に厳しい状況にある。政府は引き続き農業セクター振興のため、灌漑の実施、農業金融等の促進を進めていく。

課題のインフラ面への政策は、電力に関しては、第4次ウルトラ・メガ・パワー・プロジェクト（UMPP）などの推進による発電所の設置、配電システム改革を実行する。UMPPでは、チャッティスガル（Chhattisgarh）、カルナタカ（Karnataka）、マハラシュトラ（Maharashtra）、オリッサ（Orissa）、タミル・ナドゥ（Tamilnadu）地域の電力設備計画の入札を行う。道路開発は国家高速道路開発計画への支出を2007年度の1,086億7,000万ルピーから2008年度は1,296億6,000万ルピーに増加させる。特に、北東部のSADP-NE計画に力を入れており、2007年度には総延長180kmの道路が完成、2008年度には300kmの道路の完成を目標としている。情報関連ではIT省の予算を2007年度の150億ルピーから2008年度は168億ルピーへ増額する。

資本市場の整備面では、社債市場拡大のため、通貨及び金利の先物取引所を開設する。また、クレジット・デリバティブ市場を、適切なセーフガードとともに整備する。加えて、州財務省委員会は中央政府とともに、証券市場基盤の拡大、州政府の利益増加のため、全インド証券市場(Pan Indian Market) を設立する。

税制の変更は、直接税では短期証券取引に係わるキャピタル・ゲイン・タックスを10%から15%に引き上げる。間接税では物品税の基本税率を16%から14%に引き下げる。特に小型車の物品税率を現行の16%から12%に引き下げたことのインパクトは大きく、今後小型車の価格低下が小型車市場拡大に繋がるとみられている。

本レポートでは来年度予算案のうち、インド進出企業に特に関係のある税制面の変更について記述する（以下「A→B」は、税率が「AからBに引き下げられた」ことを示している）。

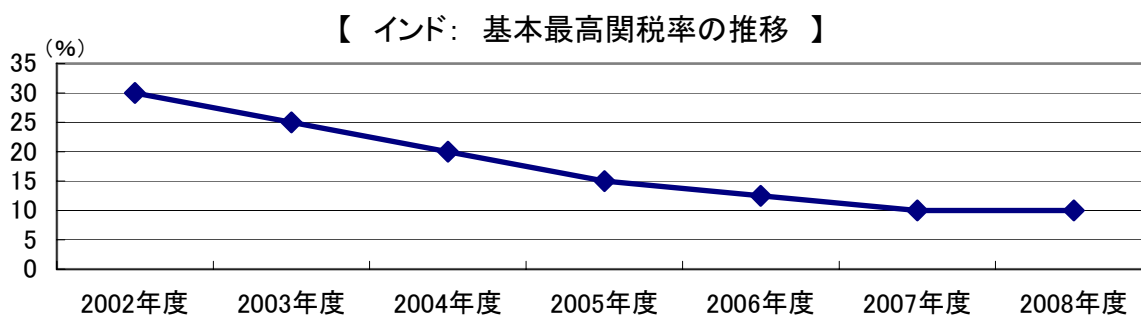
なお、予算案の詳細は次のサイトをご参照願いたい。 <http://indiabudget.nic.in/>

## 1. 間接税

### (1) 輸入関税

#### 非農産物の基本関税の最高税率：10%で据え置き

インドでは、ASEAN メンバー諸国の基本関税率（0～5%）並みの税率を目指して、2003年度より基本関税率を引き下げ続けてきたが、2008年度は基本関税率を2007年度と同じ10%で据え置いた。一方、国内の物品税が16%から14%に引き下げられたため、物品税に対応する相殺関税(CVD)は16%から14%に引き下げられ、結果、実効関税率は低下する。



(出所) 政府発表より三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

## 【輸入関税 変更一覧】

品目	税率
事業関連設備 (Project Import)。うち特定の電力関連設備については 4% の特別相殺関税 (special CVD) を賦課する。	7.5% → 5%
鉄およびアルミのスクラップ	5% → 0%
一部の救命医薬品と当該医薬品製造のバルク原料	10% → 5%。物品税もしくは相殺関税を免税とする
混合ビタミン、混合ミネラル	30% → 20%
リン酸	7.5% → 5%。畜産飼料価格低下のため
牛乳殺菌用遠心分離機	7.5% → 0%
セットトップボックス (Set top box) と IT、エレクトロニクス産業で使われる一部材料	輸入関税を免除
収束機器 (Convergence product)	7.5% → 5%。IT 通信産業と娯楽産業で用いられる機器の差を調整するもの
スポーツ用品生産用の一部の機械	7.5% → 5%
スポーツ用品生産用の一部の原材料	輸入関税を免除
ジルコニア	原石: 輸入関税を免除 キュービック・ジルコニア: 10% → 5% 宝石産業発展のため
珊瑚 (さんご) の原石	10% → 5%
ヘリコプターのシミュレーター	輸入関税を免除。操縦士養成のため
硫黄 (crude and unrefined sulphur)	5% → 2%。肥料産業育成のため
ナフサ (ポリマー製造に使用するもの)	0% → 5%。輸入関税の免除措置終了。肥料製造に使用されるナフサの輸入関税免除は継続
クロム	輸出関税を 2,000 ルピー/トンから 3,000 ルピー/トンへ引き上げ。国内産業保護と付加価値の高い産業育成のため

## (2) 物品税

**物品税の基本税率を 14%に引き下げ**

物品税については、インド国内の製造業を育成するために基本税率が 16%から 14%に引き下げられた。また、小型車・二輪車の物品税が 16%から 12%に引き下げられており、価格低下による需要増加が期待されている。

**【物品税 変更一覧】**

品目	税率
☆物品税の基本税率(General CENVAT)を引き下げ	16% → 14%。製造業を育成するため
医薬品	16% → 8%
バスとシャシー	16% → 12%
小型車	16% → 12%
ハイブリッド・カー	24% → 14%
二輪車・三輪車	16% → 12%
竹や木のパルプ以外の原料で作られる紙、板紙	12% → 8%。さらに 3,500t 以下の生産量の工場については 8% → 0%
便せん、印刷用紙、包装用紙	12% → 8%
水浄化装置、合板、フラッシュ・ドア (Flush Door)、無菌包帯、一部の包装資材、シリアル食品	16% → 8%
抗エイズ医薬品アタナザビルおよび当該医薬品製造の原料	輸入関税を免除
冷蔵能力 2 トン以上、消費電力 50KW 以上の冷蔵装置 (コンプレッサー、コンデンサー、エバポレーターなど)	輸入関税を免除
ばらセメント	14%または 400 ルピー/トンのどちらか高い方。袋詰セメントとの税率統一のため
セメントクリンカー	450 ルピー/トン
パッケージソフトウェア	8% → 12%。カスタマイズソフトウェアに課されているサービス税 12%と同率にするもの
フィルターなしタバコ	フィルターありタバコの関税率と同率に引き上げ
ブランド品ではないガソリンとディーゼル燃料	従価税を廃止し、従量税を 1.35 ルピー/リットル賦課する。これにより、ガソリンの従量税は 14.35 ルピー/リットル、ディーゼル燃料の従量税は 4.6 ルピー/リットルとなる。
ポリエステル・フィラメント糸	1%の国家災害対策税 (NCCD) を廃止
携帯電話	1%の国家災害対策税 (NCCD) を賦課

## (3) 中央販売税

中央販売税を 3%から 2%に引き下げる。

## (4) サービス税

- ①ユニットリンク型生命保険 (ULIP = Unit-Linked Insurance Plan) の資産運用サービス、株式・コモディティ取引サービス、カスタマイズ・ソフトウェアをサービス税の対象に加える。
- ②サービス税の免除対象となる小規模なサービス業者の対象の年間課税所得額を、現在の 80 万ルピーから 100 万ルピーに引き上げる。これにより追加で 65,000 のサービス事業者がサービス税を免除される。

## 2. 直接税

- (1) 課税最低所得額を 11 万ルピーから 15 万ルピーに引き上げる。また、税率区分も変更。変更後は以下の通り。なお、以下で計算される金額に教育目的税 3% が賦課される。

現行

年間所得	税率
11 万ルピー以下	非課税
11 万ルピー超 ~ 15 万ルピーの部分	10%
15 万ルピー超 ~ 25 万ルピーの部分	20%
25 万ルピー超の部分	30%

\*100 万ルピー超の部分については、10% の追加税が加算されるため、税率 33% (30% × 1.1) となる。

改定後

年間所得	税率
15 万ルピー以下	非課税
15 万ルピー超 ~ 30 万ルピーの部分	10%
30 万ルピー超 ~ 50 万ルピーの部分	20%
50 万ルピー超の部分	30%

\*100 万ルピー超の部分については、10% の追加税が加算されるため、税率 33% (30% × 1.1) となる。

年収 50 万ルピーの場合、現行の課税計算方法で算出される課税額 (10 万 1,990 ルピー) に比べ、改定後は約 4,500 ルピーの減税となる。

- (2) 女性に対する課税最低所得額を 14 万 5,000 ルピーから 18 万ルピーに引き上げ、高齢者については 19 万 5,000 ルピーから 22 万 5,000 ルピーに引き上げる。
- (3) 法人税率 (国内法人 30%、外国法人 40%)、追加税率 10% (surcharge) は変更なし。
- (4) 配当支払税 (DDT) の多重課税緩和。DDT の計算の際、配当を行う会社が、その子会社から受け取った配当額を DDT の計算から差し引ける仕組みを導入する。但し、配当をする会社は、別の会社の子会社であってはならない。現在の配当支払税率は 15% (但し、追加税 10%+教育目的税 3% が加算され、実効税率は 16.995% となる)。
- (5) 株式等の証券取引の短期キャピタルゲインに対する課税税率を 10% から 15% へ引き上げる。
- (6) 証券取引税 (STT) は従来、所得税から税額控除されていた。今回これを変更し、企業所得から損金算入可能な費用として差し引くこととした。また、オプション取引に係る課税方法が変更された。税率に変更はない。STT とは、Securities Transaction Tax のことで、株式、デリバティブ、株式ファンド (a unit of an equity oriented fund) の売買、投資信託への株式ファンドの販売などの取引に対して、取引高に応じて課税されるもの (2004 年 8 月 1 日発効)。税率は個々の取引において異なる。

- (7) 商品取引税 (CTT) の導入。商品先物取引に関してもSTT同様の税制を設ける。
- (8) 銀行現金取引税 (BCTT) の廃止 (2009年4月より)。2005年6月1日に発効されたBanking Cash Transaction Taxを廃止するもの。本税制は、個人、企業ともに課税対象となっており、企業については貯蓄口座 (Saving account) 以外からの1日10万ルピー以上 (個人は5万ルピー) の現金引き出しなどに課税される。現行の税率は0.1%である。

《ご参考： インド関連レポート》

- 「AREA Report 124 インド工業団地事情 ～タミル・ナドゥ州チェナイ編：パート1～ 2007年1月31日」
- 「AREA Report 126 インド：日産自動車、チェナイに年産40万台規模の工場建設 2007年3月20日」
- 「AREA Report 127 インド：2007年度予算案における税制改正 2007年3月20日」
- 「AREA Report 128 インド工業団地事情 ～北部編：パート1～ 2007年4月2日」
- 「AREA Report 140 インド：海外からの外貨建借入 (ECB) 規制の変更 2008年8月22日」

(本レポートに関するお問い合わせ先)

アジア法人業務部

北村 広明

E-mail: [hiroaki\\_kitamura@sg.mufg.jp](mailto:hiroaki_kitamura@sg.mufg.jp)

TEL: (シンガポール)65-6231786

宮崎 治

E-mail: [miyazaki@sg.mufg.jp](mailto:miyazaki@sg.mufg.jp)

TEL: (シンガポール)65-6231793

※ 本レポートは各種情報を取り纏めたものであり、信頼できると思われるソースを基に作成しておりますが、完全性を保証するものではありません。実際の適用につきましては別途貴社顧問会計事務所等にご確認を頂きますようお願いいたします。